

No	書類名	提出要否		提出先	提出方法 (書面での提出の場合は、 代表者印の押印が必要)	提出時期	備考
		必須	該当する 場合				
1	金利スワップ清算受託契約締結届出書	○		清算リスク管理部 モニタリンググループ	Target	原則、清算受託契約締結日前 (遅くとも、通知・公表希望日の3 営業日前)	・クライアント・クリアリングの取扱いを実際に行う場合に、事前に提出が必要。 ・通知・公表の希望日が未定である場合には、確定後、再提出が必要（通知・公表希望日にJSCCホーム ページ等においてクライアントの制度参加について公表を行う。）。
1-1	金利スワップ清算受託契約書（写し） ※英語様式でも提出可	○		清算リスク管理部 モニタリンググループ	Target	清算受託契約締結後、遅滞なく	(No.1 の添付書類) ・事後提出可 ・クライアントと締結
1-2	誓約書 ※英語様式でも提出可	○		清算リスク管理部 モニタリンググループ	書面（※原本を提出）	清算受託契約締結後、遅滞なく	(No.1 の添付書類) ・事後提出可 ・クライアントから差し入れられた「誓約書」を参加者が提出。
2	委託取引口座に係る口座種別届出書	○		清算リスク管理部 モニタリンググループ	Target	クライアントが実際に制度を利用開 始する日の前営業日までに	・クライアント口座のヘッジ・ノンヘッジの別について、事前に届出が必要。
3	バックアップ受託者指定届出書		○	清算リスク管理部 モニタリンググループ	Target	バックアップ受託者に指定される日 の前営業日までに	・クライアントからバックアップ受託者として指定を受ける場合に提出が必要。 ・バックアップ受託者として指定を受けるにあたり、No.1 の書類の提出が必要（既提出の場合は除く。）。
4	承継に係る合意に関する報告書		○	清算リスク管理部 モニタリンググループ	Target	合意後、遅滞なく	・バックアップ受託者として、クライアントと清算約定等の承継について金利スワップ取引清算業務に関する業務 方法書の取扱い第26条の2第1項に定める合意をした場合（任意）に提出が必要。 ・事前にJSCCへのドラフトの提出が必要。
5	I R S 清算参加者マスタ情報申告シ ート(本番用)	○		OTCデリバティブ 清算部	Target	3週間前	・クライアント・クリアリングの取扱いを実際に行う場合に、清算参加者とクライアントの情報を記載して提出が必要。
6	JSCC Client Clearing Mapping Form		○	OTCデリバティブ 清算部	Target	3週間前	・クライアントがMarkitWireを利用する場合に提出が必要。 ・クライアントがMarkitWireを新規に利用する場合、JSCC Client Clearing Mapping Form の提出前 に、クライアントとMarkitSERV 社との間で新規登録に係る契約手続を行う必要がある。
7	外貨建てIRS利用申請シート(本番用)		○	OTCデリバティブ 清算部	Target	3週間前	・クライアントが外貨建てIRSを利用する場合に提出が必要。
8	回線情報申告シート		○	株式会社東京証券 取引所 ITサービス 部 JPXサービステ スク	メール	3週間前	・クライアントがWebPortalを直接利用する場合に提出が必要。
9	IRS各種担当部署等届出書（清算委 託者用）		○	OTCデリバティブ 清算部	Target	3週間前	・クライアントがWebPortalを直接利用する場合に提出が必要。
10	清算委託者に係る源泉徴収の取扱いに 関する届出書		○	清算リスク管理部 モニタリンググループ	Target	清算開始前	・提出は、清算委託者が所得税法上の非居住者又は外国法人に該当する場合に限る。 ・なお、租税条約に係る届出書等の提出を行う場合には、清算開始前にこれらの届出書も提出すること。
11	クライアント・クリアリング手数料に係る特 別の適用に関する届出書		○	OTCデリバティブ 清算部	Target	委託取引口座開設日の前営業日 までに	・クライアント・クリアリング手数料に係る特別の適用を受ける場合に提出が必要。
12	日本銀行の当座預金口座への預金によ る 金銭担保(カスタマーバックアワーを除く)の保 管に関する届出書 (金利スワップ)		○	OTCデリバティブ 清算部	Target	委託取引口座開設日の前営業日 までに	・クライアントが、金銭担保の保管について、日本銀行の当座預金口座への預金による方法を希望する場 合に提出が必要。
13	クライアントアディショナルマージン制度の 利用に関する申告書		○	OTCデリバティブ 清算部	Target	委託取引口座開設日の10営業 日までに	・クライアントの当初証拠金所要額の引上げの申告があった場合には、申告された割増率により、当該クライ アントの清算約定に係る当初証拠金所要額を引き上げる運用を希望する場合に、当該受託清算参加者及び クライアントの合意に基づき提出が必要。